



県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年1月25日
宮崎県教育委員会

県下全域において新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、県立学校でクラスターが断続的に発生している。また、県下全域がまん延防止等重点措置区域に指定されたことも踏まえ、全ての県立学校における感染防止の対応を以下のとおりとする。

◎ 今後の対応【対応期間：1月26日（水）から2月3日（木）まで】

- 感染対策については、全ての県立学校において、衛生管理マニュアルのレベル3相当の対応とすること。
- 時差登校や分散登校を行い、教室内の児童生徒等の「接触」「密集」を避けるよう適切な手立てを講じること。
- 全ての県立学校において、部活動は原則中止とすること。

1 感染対策

(1) 卫生管理マニュアルのレベル3相当の対応について

- ・ 教育活動における身体的距離の確保については、できるだけ2m程度（最低1m）を確保すること。
- ・ 身体的距離を確保しながら、学びを継続していくために、地域や学校の感染状況を踏まえて、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間差での指導を行えるよう配慮すること。また、必要に応じてリモート等を積極的に活用した学習についても検討すること。
- ・ 感染リスクの高い学習活動（学校行事等も含む）については行わないこと。

(2) マスクや食事の指導について

- ・ 校内において、マスクを外した状況下での感染も確認されていることから、適切なマスクの着用や黙食の徹底について適宜指導すること。

2 部活動の対応

- ・ 部活動については、県内全ての県立学校において、2月3日（木）まで、原則中止とする。
- ・ ただし、2月に開催される大会で、すでに大会への参加が決定している場合には、その準備に向けて活動を行うことができる。
- ・ 大会参加に向けて活動を行う際は、令和4年1月20日付けの事務連絡における【レベル3地域】での対応を参考すること。

3 学校において感染者が確認された場合の対応

- ・ 各学校において感染者が確認された場合は、『県立学校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応』（教育政策課：令和3年9月6日事務連絡）に沿って適切に対応すること。
- ・ なお、自宅待機等の措置を講じる場合は、事前に県教育委員会へ相談すること。

4 その他

- 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ 2021.12.10一部修正（文部科学省）を基に示されている。
- 上記の対応は1月25日（火）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 2月4日（金）以降の対応については、2月2日（水）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。